新「津市」誕生
津市・久居市・河芸町・芸濃町
美里村・安濃町・香良洲町
一志町・白山町・美杉村
平成18年1月1日

津　市/久居市/河芸町/芸濃町/美里村/安濃町/香良洲町/一志町/白山町/美杉村

津地区 合併協議会だより 第29号

平成17年10月１日●津地区合併協議会●☎059(229)3450●FAX059(229)3451

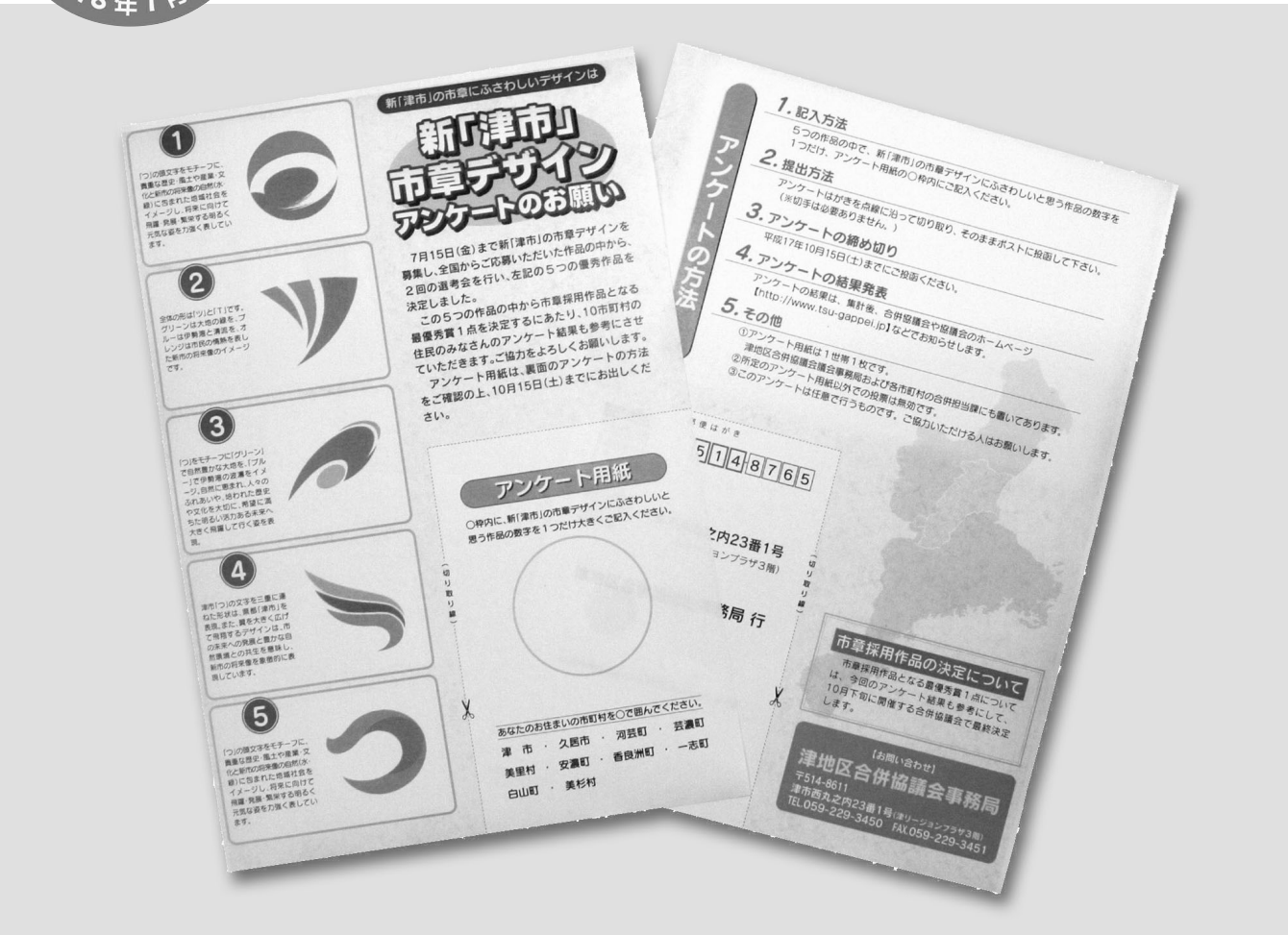

市章デザインのアンケート用紙

新「津市」市章デザインの優秀作品5点を決定

新「津市」市章デザインは２回の選考会を行い、優秀作品５点を決定しました。

この５点の中で、どのデザインが新「津市」の市章にふさわしいか、住民のみなさんの声を聞かせていただくために、アンケートを10月15日まで行います。

目　次

1　新「津市」市章デザインの優秀作品５点を決定
2～4　第41回津地区合併協議会での議事
新「津市」市章デザイン～優秀作品５点を決定～
市章デザインの住民アンケートの実施について
5　中学生議会を開催
新「津市」の市長、市議会議員選挙の啓発標語を募集します
6　新「津市」観光情報
7　お便りのご紹介
市町村合併についてご意見・ご要望をお寄せください
8　最近の動き
協議会の開催予定
構成市町村の人口

第41回津地区合併協議会での議事

９月２日、津市センターパレスホールで第41回合併協議会が開催されました。

報告事項では、一部事務組合の取扱い、新市の予算編成、特別職報酬等検討委員会の設置並びに２部会の事務事業詳細調整結果が報告され、すべて承認されました。

協議事項では、福祉保健部会および教育文化部会の事務事業詳細調整結果を協議しました。

また、平成18年度の職員採用に係る基本方針が示されました。

議事の内容は次のとおりです。

◆報告事項◆

議　題	結　果
①一部事務組合の取扱いについて（一志社会福祉施設組合）	①原案承認
②新市の予算編成について	②原案承認
③特別職報酬等検討委員会の設置について	③原案承認
④環境部会の事務事業詳細調整について	④原案承認
⑤福祉保健部会の事務事業詳細調整について（その２）	⑤原案承認

◆協議事項◆

議　題	結　果
①福祉保健部会の事務事業詳細調整の協議について（その２）	①原案確認（※一部再協議）
②教育文化部会の事務事業詳細調整の協議について（その３）	②原案確認

議事の様子

福祉保健部会の事務事業詳細調整結果

【保育料事務（統一時期は平成18年４月１日）】

保育料事務については、保育所入所負担金の激変緩和の経過措置を除き、確認されました。

１．保育所入所負担金

保育所入所負担金（保育料）については、国徴収基準区分を細分化し、12階層とし徴収する。

なお、激変緩和のための経過措置を、合併の日の前日に保育所に入所している者のうち、合併後も引き続き保育所に入所する者に適用する。

※新市保育所入所負担金は３頁の一覧表のとおり。

２．同一世帯から２人以上入所している場合、新市入所負担金一覧表の第２から第７階層までに属する世帯で、最も低い額の児童は、徴収表のとおり徴収し、その次の児童は徴収表×0.5を徴収し、それ以外の児童は徴収表×0.1を徴収する。

ただし、児童の属する世帯が新市入所負担金一覧表の第８から第12階層までに属する世帯で、最も高い額の児童は、徴収表のとおり徴収し、その次の児童は徴収表×0.5を徴収し、それ以外の児童は徴収表×0.1を徴収する。（10円未満の端数は切り捨て）

なお、経過措置該当者については、経過措置決定後、適用する。

３．保育所入所負担金の減免

４頁の保育所入所負担金減免一覧表のとおり実施する。

教育文化部会の事務事業詳細調整結果（その３）

【遠距離通学費補助金（統一時期は平成18年４月１日】

１．基本方針

（１）現在、対象となっている地区や対象条件に該当する児童・生徒・園児に限り補助制度を継続する。

（２）補助金の交付は、上記（１）の児童・生徒・園児に対し、通学経路の距離、地域の実情等を考慮し、以下の基準により行う。

２．補助の概要

（１）補助対象

①小学校

次に掲げる小学校に通学する児童で、当該小学校を起点とした片道の距離（ただし、スクールバスによる通学区間を除く）が４ｋｍを超える括弧記載の区域に居住する児童。

栗葉小学校（久居市稲葉町）、榊原小学校（久居市榊原町上山以遠）、家城小学校（白山町家城元取・布引・伊勢見）、美杉東小学校・美杉南小学校・太郎生小学校（美杉村）

②中学校

次に掲げる中学校に通学する生徒で、当該中学校を起点とした片道の距離（ただし、スクールバスによる通学区間を除く）が６ｋｍを超える括弧記載の区域に居住する生徒。

久居西中学校（久居市榊原町）、白山中学校（白山町家城元取・布引・伊勢見・二俣、白山町三ケ野、白山町上佐田）、一志中学校（一志町波瀬）、美杉中学校（美杉村）

③幼稚園

次に掲げる幼稚園に通園する園児で、当該幼稚園を起点とした片道の距離が４ｋｍを超える括弧記載の区域に居住する園児。

栗葉幼稚園（久居市稲葉町）、榊原幼稚園（久居市榊原町上山以遠）

（２）補助額

①公共交通機関を利用する場合は、その実費を、公共交通機関を利用できない場合は、同等額

②中学校に自転車で通学する場合は、新１年生時に５万円を限度に購入費の実費

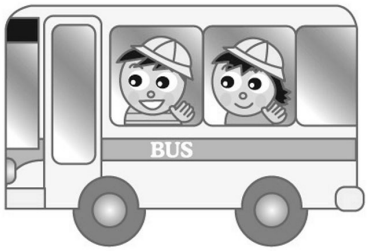

平成18年度職員採用に係る基本方針について

平成18年度の職員採用に係る基本方針が次のとおり示されました。

１．新市の平成18年度職員採用については、新市まちづくり計画における平成27年度の職員数2，500人体制の達成に向けた職員採用の抑制が求められる中、市民サービスの維持・向上とともに、組織の活性化にも配慮しつつ、一般職（正規職員）による対応が不可欠な専門職に係る職種を中心に行うこととする。

２．採用予定人員については、平成17年度退職（予定）者（前年度未補充分を含む。）75人に対し、半分程度の採用とする。

３．採用職種については、技術職、保育士等の職種の必要人員を優先し、次に事務職に充てることとする。

保育所入所負担金一覧表

階層区分	3歳未満児 国 定義	3歳未満児 国 徴収金	新市階層	3歳未満児 新市 定義	3歳未満児 新市 保育料	3歳以上児 国 定義	3歳以上児 国 徴収金	3歳以上児 新市 定義	3歳以上児 新市 保育料
第1	生活保護世帯	0円	第1	生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円
第2	市町村民税非課税世帯	9,000円	第2	母子世帯等	4,000円	市町村民税非課税世帯	6,000円	母子世帯等	3,000円
			第3	その他	6,000円			その他	4,500円
第3	市町村民税課税世帯	19,500円	第4	均等割	11,000円	市町村民税課税世帯	16,500円	均等割	9,000円
			第5	所得割	12,500円			所得割	10,500円
第4	64,000円未満	30,000円	第6	32,000円未満	16,500円	64,000円未満	27,000円	32,000円未満	14,000円
			第7	32,000円以上80,000円未満	24,000円			32,000円以上80,000円未満	21,000円
第5	64,000円以上160,000円未満	44,500円	第8	80,000円以上112,000円未満	31,000円	64,000円以上160,000円未満	41,500円	80,000円以上112,000円未満	25,000円
			第9	112,000円以上160,000円未満	36,000円			112,000円以上160,000円未満	29,000円
第6	160,000円以上408,000円未満	61,000円	第10	160,000円以上284,000円未満	41,500円	160,000円以上408,000円未満	58,000円	160,000円以上284,000円未満	30,000円
			第11	284,000円以上408,000円未満	44,000円			284,000円以上408,000円未満	32,000円
第7	408,000円以上	80,000円	第12	408,000円以上	48,000円	408,000円以上	77,000円	408,000円以上	33,000円

保育所入所負担金減免一覧表

	減免理由	減免基準	減免率
扶養義務者に関する場合	火災、地震、風水害等の災害により著しく被害を受けたとき	災害救助法等における半壊以上の場合	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の1/2の額
		災害救助法等における全壊の場合	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の全額
	長期（おおむね３ヶ月以上）の疾病等により前年に比較して著しく収入が減少し、最低生活に支障をきたしたとき	生活保護法による最低生活基準の1.3倍以下の場合	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の1/2の額
		生活保護法による最低生活基準以下の場合	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の全額
	生計中心者の死亡、または、重度の障害により前年に比較して著しく収入が減少し、最低生活に支障をきたしたとき	生活保護法による最低生活基準の1.3倍以下の場合	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の1/2の額
		生活保護法による最低生活基準以下の場合	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の全額
	生計中心者の失業等により、前年に比較して著しく収入が減少し最低生活に支障をきたしたとき	生活保護法による最低生活基準の1.3倍以下の場合	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の1/2の額。ただし、減免の期間は最長３か月とし、その更新は、再度収入等の確認を行った上で１回限りとする
児童に関する場合	入所児童の災害疾病により登園できなかったとき	当該月の保育日数の2/3以上登園できなかったとき	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の1/2の額。ただし、減免の期間は２か月を限度とする
	入所児童が伝染病等により登園停止を指示されたとき	当該月、全く登園しなかったとき	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の全額
		当該月の保育日数の1/2以上登園しなかったとき	保育所入所負担金一覧表に定める入所負担金の額（月額）の1/2の額
その他	上記に定めるもののほか、市長が特に減免をする必要があると認めた場合	上記の各項に準ずる	上記の各項に準ずる

備考
1．災害、疾病等の適用を受ける場合は、各関係機関発行の証明書を添付する。
2．登園日数の確認は、施設長の証明を添付する。
3．減免期間の定めていない項目については、市長が必要と認める期間とする。
4．所得の状況は、譲渡所得等の臨時的、または、一時的な所得を除算する。

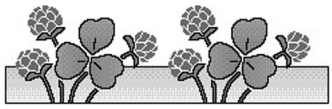

【お詫びと訂正】

９月１日発行の本紙第28号の７頁、新「津市」行政組織機構図の中で水道局「営繕課」と掲載しましたが、正しくは水道局「営業課」でした。お詫びし訂正いたします。

新「津市」市章デザイン～優秀作品５点を決定～

新「津市」市章デザインは全国からご応募いただいた1,327点の作品の中から２回の選考を行い、厳正な審査の結果、優秀作品を５点を決定しました。

～優秀作品決定までの経過～

７月15日・・・市章デザイン募集締め切り（応募総数1,327点）

７月21日・・・第１次選考で1,327点から50点を決定

８月５日・・・第２次選考で50点から10点を決定

※その後、第２次選考で選ばれた10点について、類似調査などを行い、下記の優秀作品５点を決定。

優秀作品

作品①

作品②

作品③

作品④

作品⑤

市章デザインの住民アンケートの実施について

優秀作品５点の中から市章採用作品となる最優秀賞１点を決定するにあたり、どの作品が新「津市」の市章デザインに最もふさわしいか住民のみなさんの声を聞かせていただくために、アンケートを10月15日まで実施します。

専用のアンケート用紙を１世帯に１枚配布しますので、ご協力をよろしくお願いします。

なお、アンケート終了後、アンケートの結果も参考にして、10月21日に開催する合併協議会で市章採用作品を決定します。

中学生議会を開催

８月21日に津市議会棟の議場で中学生議会を開催しました。

中学生の発想や視点で、自分たちが暮らす地域の問題や新市のまちづくりについての関心を高めるともに、新「津市」誕生の啓発と新市の速やかな一体感の醸成を図ることを目的として開催されたもので、構成市町村の中学生37人が参加しました。

中学生議員からは、なぜ合併をするのか、合併によるメリットは何か、新市になって自分たちのまちがどうなるのかなどの質問があり、それに対して構成市町村の首長や教育長が答弁をしました。

また、新市に対する提言も出されました。

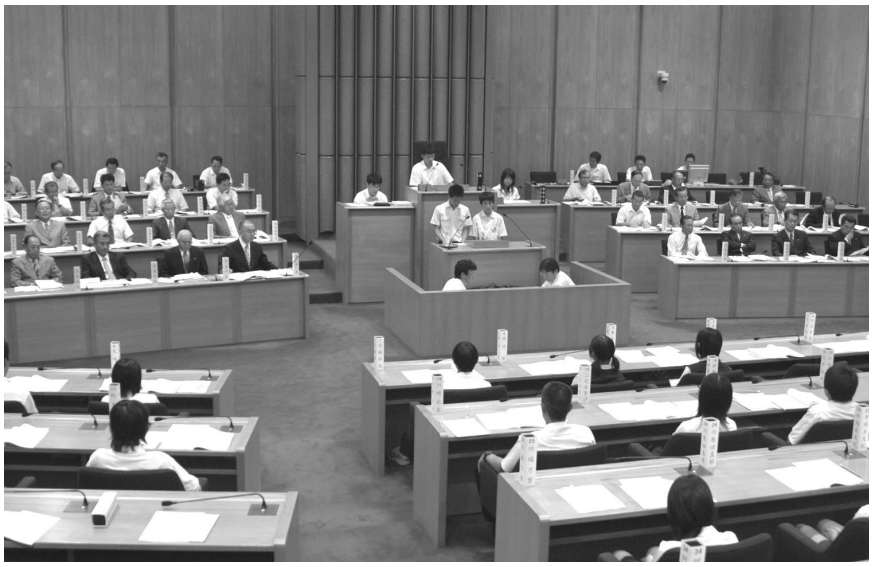

質問をする中学生議員

中学生議会の概要

○あいさつ（協議会会長、津市議会議長）、中学生議会議長・副議長の紹介
○開会
○議席の指定、会議録署名議員の指名、諸般の報告、会期の決定
○中学生議員からの質問～答弁
○中学生議員からの提言
○閉会
○あいさつ（中学生議員代表、協議会会長）、記念品贈呈、記念撮影

新「津市」の市長、市議会議員選挙の啓発標語を募集します

平成18年１月１日に新「津市」が誕生することに伴い、市長および市議会議員の設置選挙が合併後に行われます。

今回の選挙については、若者から高齢者まで、多くのみなさんに関心を持っていただき、広く投票への参加と明るくきれいな選挙の推進を呼び掛けるため、啓発活動などに使用する統一的な標語を下記の募集要項により募集します。

みなさんからのたくさんのご応募をお待ちしています。

募集要項

１．標語の内容

市長および市議会議員選挙の投票参加や明るい選挙の推進を呼びかけるもの

２．募集資格

新「津市」の区域内に住所を有する人。ただし、応募作品は未発表のものに限ります。

３．募集期間

平成17年10月1日（土）から平成17年10月21日（金）まで〔当日消印有効〕

４．応募方法

はがき、または、本紙７、８頁の返信用封筒に作品（標語）、住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号を記入してください

なお、同一人の応募は３点以内とします。

５．応募先

応募先は津地区合併協議会事務局とします。

〒514－8611
津市西丸之内23番１号（津リージョンプラザ３階）
津地区合併協議会事務局

６．賞品

応募作品の中から、次の賞を決定し賞品を贈呈します。

最優秀賞	１点	図書カード	10,000円分
優秀賞	10点	図書カード	3,000円分

７．その他

①応募作品は返却しません。
②入賞作品の著作権は、津市選挙管理委員会に帰属します。

【内容のお問い合わせ先】

津市選挙管理委員会事務局（☎229－3236）

あなたも足を運んで
みませんか

新「津市」観光情報

10月の新「津市」観光情報をお届けします。

今月はそれぞれの市町村でたくさんのお祭りが開催されます。ぜひご参加ください。

【イベント】

市町村名	日　　程	行事名・開催場所	内　　容
津　市	10月８日(土) ９日(日)	津まつり（津市丸之内周辺）	370年の歴史を持つ伝統行事として、唐人踊りやしゃご馬、八幡獅子舞、入江和歌囃子、高虎太鼓などの郷土芸能や、年々盛り上がる安濃津よさこい、勇壮な武者行列の高虎時代絵巻、大パレードなど見所が満載です。
久居市	10月２日(日)	久居まつり（久居市役所周辺）	人と人とのふれあい交流・環境啓発の場づくりや商工業の発展を目的とした秋のイベントを盛大に行います。
	10月16日(日)	ひさい榊原温泉チャリティーイベント　Who　With　風	榊原温泉と青山高原を舞台に豊かな自然や風車を眺めながら、車の展示やトークショーなどを楽しむオープンカーのイベントです。
美里村	10月30日(日)	美里ふるさと文化まつり（美里村役場庁舎前みさとの丘）	芸能発表会、物産コーナー、展示コーナーなどを行います。
白山町	10月23日(日)	ふれ愛フェスタ（白山町中央公園）	ゲストによるステージショーや発表会など、多彩な催しが盛りだくさんです。

◆内容のお問い合わせ先

津まつり実行委員会事務局（☎229−3170）、久居まつり実行委員会事務局（☎255−3110【代表】〔内線1323〕）美里まつり実行委員会事務局（☎279−8121）、ふれ愛フェスタ実行委員会事務局（☎262−7012）、ひさい榊原温泉チャリティーイベント実行委員会 （☎228−9141）

津まつり

久居まつり

美里ふるさと文化まつり

ふれ愛フェスタ（白山町）

新「津市」ええとこめぐりスタンプラリー

新「津市」には、津なぎさまち、榊原温泉などの観光資源や朝市などの直販所がたくさんあります。

これらの「ええとこ」を回るスタンプラリーが10月1日から12月20日まで実施されます。

どんどん回ってスタンプを集めましょう。スタンプラリーの台紙は市町村広報紙の折り込みチラシで配布するとともに、観光担当窓口などに設置しています。

1.　スタンプおよび応募箱の設置期間・・・平成17年10月1日から12月20日まで

2.　申し込み方法・・・対象施設(62カ所）に設置の応募箱（ただし、一部設置しない箇所もあります。）または、郵送。

3.　賞品・・・新「津市」内の温泉ペア宿泊券、特産物など。

※詳細は、折り込みチラシなどをご覧ください。

【内容のお問い合わせ先】

新生津市観光活性化協議会事務局
〔三重県津地方県民局農水商工部内〕
(☎223−5104・5107)

【お詫びと訂正】

９月１日発行の本紙第28号の10頁、新「津市」観光情報の中で、経ヶ峰ハイキングコースの問い合わせ先を「☎228−5512」と掲載しましたが、正しくは「☎268−5512」でした。お詫びし訂正いたします。

お便りのご紹介

市町村合併について、協議会事務局にご意見・ご要望をいただきありがとうございます。

お便りの中から、要約整理してご紹介します。

・津センターパレスに新市の行政組織の一部が配置されるそうですが、商業施設の重要拠点として建てられた施設です。市民の多くが活用できる施設にするべきだ。

・文化施設など、さまざまな施設を新市で有効に活用すべきだ。

・新市では公認の陸上競技場がないので、元気のある新市にするためにスポーツ振興に力を入れてほしい。

・他の自治体の見本となるような、障害者も安心して社会参加できるまちづくりをしてほしい。

・少子化対策が叫ばれていますが、働きながらの子育てはいろいろな面で大変です。少しでも子育てをしている人にやさしい行政をお願いします。保育料が値上がりすることには絶対反対です。

・福祉面などの行政サービスが後退してはいけません。最もサービスが進んでいる市町村に合わせてほしい。

・10市町村には貴重な資料や遺物などがたくさんあります。合併によって地域への想いが薄らぎ、特色が忘れられないように、資料などの保存や記録をきちんとしてほしい。

※紙面の都合上、お寄せいただきましたお便りの一部しか掲載できませんが、ホームページでもご紹介していますのでご覧ください。

〈平成17年８月１日から８月末日到着分まで（件）〉

市町村名	お便り件数	男	女	不明
津　　市	31	19	9	3
久居市	7	3	4	－
河芸町	2	1	1	－
芸濃町	1	－	1	－
美里村	1	－	1	－
安濃町	－	－	－	－
香良洲町	2	1	－	1
一志町	2	1	1	－
白山町	－	－	－	－
美杉村	1	－	1	－
不　　明	2	1	－	1
合　　計	49	26	18	5
平成15年４月分からの合計	1728	1075	481	172

市町村合併について ご意見・ご要望をお寄せください

津地区合併協議会では、住民のみなさんから市町村合併に関する幅広いご意見やご要望をいただきながら、今後の協議に役立てたいと考えています。

すでに多くのご意見をお寄せいただいております。こうしたご意見は、事務局で取りまとめ、今後の紙面でできる限りご紹介していきます。

●性別　男・女　　●年齢　　歳

●住所　津市・久居市・河芸町
芸濃町・美里村・安濃町
香良洲町・一志町・白山町
美杉村・その他（　　）

▼次のご意見を公表してもよろしいですか
は い　・　いいえ

1710

（切り取り線）

のりしろ

▼ご意見欄

ご協力ありがとうございました。

のりしろ

のりしろ

返信用封筒の作り方

市町村合併についてのご意見・ご要望を事務局までお送りください。

裏面のご意見欄と所定のアンケート項目にご記入の上、点線部分に沿って切り取ると返信用の封筒になります。

下図のように二つ折りにしてのり付けした上で、郵送してください。（切手は必要ありません）

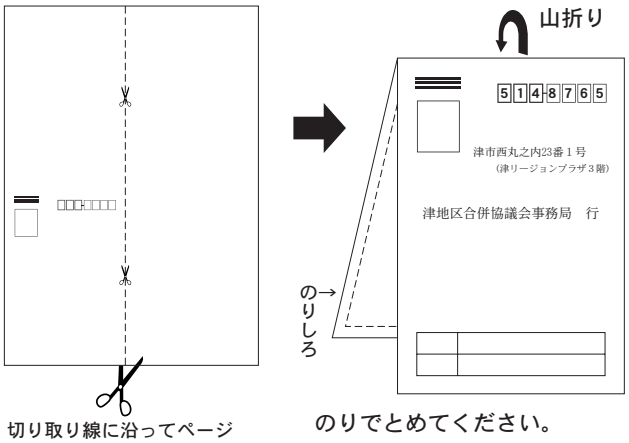

～みんなで考えよう！市町村合併～

（　山　折　り　）

料金受取人払

津中央局
承　認
1228

差出有効期間
平成17年12月
末日まで有効

●切手不要

514-8765

津市西丸之内23番１号
（津リージョンプラザ３階）

津地区合併協議会事務局　行

（切り取り線）

※差し支えなければ、ご記入ください。

ご住所	
お名前	

最近の動き

９月２日　第41回津地区合併協議会を開催
　　30日　第42回津地区合併協議会を開催
10月１日　合併協議会だより第29号を発行

協議会の開催予定

●第43回津地区合併協議会

と　き　10月21日（金）、午後1時30分～
ところ　津センターパレス　５階　津市センターパレスホール
※変更する場合がありますので、傍聴を希望される人は、事前に事務局へご確認ください。

構成市町村の人口　292,454人

津　市	165,801人	安濃町	11,446人
久居市	42,497人	香良洲町	5,553人
河芸町	18,544人	一志町	15,328人
芸濃町	8,714人	白山町	13,459人
美里村	4,236人	美杉村	6,876人

平成17年8月１日現在の人口（外国人を含む。）。

編集/発行

津地区合併協議会事務局
（津リージョンプラザ３階）
〒514－8611　津市西丸之内23番１号
☎059（229）3450／FAX059（229）3451
Eメール　gappei@city.tsu.mie.jp
ホームページ　http://www.tsu-gappei.jp

R100 合併協議会だよりは古紙配合率100％の再生紙を使用しています。